

令和4年4月26日

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
会員様 各位

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部中小企業課

業務委託代金に係る消費税について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、他の事業者に対して支払う業務委託代金について、消費税転嫁対策特別措置法に違反する下記のような事例がありました。会員様各位におかれましては、日頃の取引対価に消費税が適切に転嫁されているか等にご留意くださいますよう、お願い申し上げます。

記

【事案概要】

令和4年1月、県内A事業所において当局が消費税転嫁状況について調査したところ、プロパンガスボンベの配送業務を委託している個人事業者に対して毎月支払われる業務委託代金（内税）が、平成26年4月、令和元年10月の消費税率変更後も変更前と同額で支払われていた。当局は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段に規定する特定事業者に対し禁止されている事項「通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」に該当するとして、改善指導を行いました。

【改善指導内容】

当局は、消費税転嫁対策特別措置法第4条に基づきA事業者に対し、「当該契約における役務対価を、消費税率引上げ日に遡って消費税率引上げ分相当額を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を当該取引先に支払うこと。」を指導しました。

本件に関する問い合わせ

内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 野原

電話：098-866-0035